

証券コード4829  
平成25年8月23日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号  
日本エンタープライズ株式会社  
代表取締役社長 植 田 勝 典

## 第25回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第25回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

**報 告 事 項** 1. 第25期（平成24年6月1日から平成25年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記事業報告、連結計算書類並びに監査結果の内容を報告いたしました。

2. 第25期（平成24年6月1日から平成25年5月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、剰余金の配当につき、配当財産の種類は金銭とし、その割当ては1株につき180円と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は、後記の「定款一部変更について」（3頁～4頁）に記載のとおりであります。

**第3号議案** 取締役4名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に植田勝典、田中勝、杉山浩一、小栗一朗の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

(お知らせ)

## 1. 役員人事について

本定時株主総会終了後開催された取締役会において、代表取締役及び役付取締役が次のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長	植田勝典
常務取締役	田中勝
常務取締役	杉山浩一

## 2. 期末配当金のお支払いについて

第25期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局で払渡しの期間中（平成25年8月26日（月）から平成25年9月30日（月）まで）にお受け取り下さい。

銀行口座への振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認下さい。

なお、配当金の口座振込をご指定の方と同様に「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる株主様にも「期末配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。

以上

## 「定款一部変更について」

### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、グループ経営強化を見据えたグループ会社との事業目的の整合性を図るため、定款第2条の事業目的について変更を行いました。
- (2) 単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)及び「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」(平成24年1月19日付)の趣旨に鑑み、平成25年7月30日開催の取締役会において、平成25年12月1日をもって平成25年11月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき変更前定款の第5条(発行可能株式総数)の変更及び第6条(単元株式数)の新設を行う旨を決議いたしました。(本件株式の分割の実施及び単元株制度採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。)
- (3) 上記の変更に伴い、第5条の変更、第6条及び第7条を新設するとともに、それに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたしました。

### 2. 変更の内容

変更の内容につきましては以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(目的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用した情報提供サービス並びに通信販売業務</p> <p>(2) パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用したビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) コンピュータ及び周辺機器並びに通信システム等のハードウェア及びソフトウェアの企画、製造、開発、販売、賃貸及び輸出入業務</p> <p>(5) ~ (9) (省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) インターネットを利用した情報提供サービス並びに通信販売業務</p> <p>(2) インターネットを利用したビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売並びにこれらの請負</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) コンピュータ及び周辺機器並びに通信システム等のハードウェア及びソフトウェアの企画、製造、開発、販売、賃貸、<u>保守</u>、<u>運営</u>及び輸出入業務</p> <p>(5) ~ (9) (現行どおり)</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(10) <u>音楽会、テレビ・ラジオ番組及び映画の企画、制作、運営並びにこれらの請負</u></p> <p>(11) ～ (27) (省略)</p> <p>(28) <u>イベント、セールスプロモーションの企画立案</u></p> <p>(29) ～ (30) (省略)</p> <p>(31) <u>前各号に関連する工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウの取得、譲渡、使用許諾及び管理業務</u></p> <p>(32) ～ (33) (省略)</p> <p>第3条～第4条 (省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,478,000株とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条～第44条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(10) ～ (26) (現行どおり)</p> <p>(27) <u>イベント、セールスプロモーションの企画立案、運営並びにこれらの請負</u></p> <p>(28) ～ (29) (現行どおり)</p> <p>(30) <u>前各号に関連する知的財産権(著作権、商品化権、意匠権、商標権等)及び肖像権の実施、使用、譲渡、利用許諾及び管理</u></p> <p>(31) ～ (32) (現行どおり)</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は<u>147,800,000株とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 <u>当社の単元株式数は100株とする。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第7条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第8条～第46条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>第5条の変更、第6条及び第7条の新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成25年12月1日とする。</u></p> <p>2 <u>本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>